

東京都市公平委員会を共同設置した市及び一部事務組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

東京都市公平委員会

委員長 馬 場 榮 次



東京都市公平委員会規則第 1 号

東京都市公平委員会を共同設置した市及び一部事務組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

東京都市公平委員会を共同設置した市及び一部事務組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和42年4月東市公規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1三鷹市の部市長部局の項中「総務部政策法務課法務係長」を「総務部政策法務課主査（公平委員会が指定する者に限る。）」に改め、同表青梅市の部中「会計管理者部局」を「会計管理者」に改め、出張所の項、健康センターの項、成木環境改善センターの項、市民会館の項、郷土博物館の項、美術館の項及び給食センターの項を削り、同部市長部局の項中「部長」を「部長 担当部長」に、「主幹」を「主幹 所長」に、「企画部企画政策課企画政策担当主査（公平委員会が指定する者に限る。） 企画部行政管理課行政管理係長」を「企画部企画政策課企画政策担当主査（公平委員会が指定する者に限る。）」に、「総務部職員課人事研修係長」を「総務部職員課人事係長」に、「総務部職員課人事研修係主事（公平委員会が指定する者に限る。）」を「総務部職員課人事係主事（公平委員会が指定する者に限る。）」に改め、同部教育委員会事務局の項中「主幹」を「主幹 館長 所長」に改め、同表日野市の部市長部局の項中「部長」を「部長 担当部長」に、「センター長 チームマネージャー」を「センター長」に、「支所長」を「支所長 担当課長」に、「主幹 チームリーダー」を「主幹」に改め、同部教育委員会事務局の項中「部長」を「部長 担当部長 参与」に、「参事」を「参事 主任統括指導主事」に、「館長」を「館長 担当課長」に改め、同表東村山市の部市長部局の項中「総務部人事課人事係長」を「総務部人事課人事研修係長」に、「総務部人事課人材育成係長」を「総務部人事課給与厚生係長」に改め、同部教育委員会事務局の項中「課長 主幹」を「課長」に改め、同表国分寺市の部市長部局の項中「部長 担当部長」を「部長」に、「政策部政策経営課政策経営担当係長 政策部政策経営課行政改革推進担当係長 政策部財政課財政担当係長 総務部秘書課秘書担当係長」を「政策経営部市長政策室行政経営担当係長 政策経営部秘書室秘書担当係長 政策経営部DX・行政改革室行政改革推進担当係長 財政法務部財政課財政担当係長」に、「総務部職員課人事係長」を「総務部人事課人事係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都市公平委員会を共同設置した市及び一部事務組合の管理職員等の範囲を定める規則
新旧対照表（抜粋）

新			旧		
共同設置関係団体	機関	職	共同設置関係団体	機関	職
三鷹市	略		三鷹市	略	
	市長部局	略		市長部局	略
		部長 担当部長 理事 法務監 技監 課長 担当課長 参事 課長補佐 副主幹 企画部企画経営課企画調整係長 企画部財政課主査（公平委員会が指定する者に限る。） 企画部市長室主査（公平委員会が指定する者に限る。） 総務部職員課人事研修係長 総務部政策法務課主査（公平委員会が指定する者に限る。）			部長 担当部長 理事 法務監 技監 課長 担当課長 参事 課長補佐 副主幹 企画部企画経営課企画調整係長 企画部財政課主査（公平委員会が指定する者に限る。） 企画部市長室主査（公平委員会が指定する者に限る。） 総務部職員課人事研修係長 総務部政策法務課法務係長
青梅市	市長部局	略	市長部局	略	
		略		略	
	会計管理者	略	会計管理者部局	略	
		略		略	
	福祉事務所	略	出張所	略	
		略		略	
	教育委員会事務局	略	福祉事務所	略	
略		略			
教育委員会事務局	略	健康センター	略		
	略		略		
教育委員会事務局	略	成木環境改善センター	略		
	略		略		
教育委員会事務局	略	教育委員会事務局	略		
	略		略		
教育委員会事務局	略	市民会館	略		
	略		略		
教育委員会事務局	略	郷土博物館	略		
	略		略		
教育委員会事務局	略	美術館	略		
	略		略		
教育委員会事務局	略	給食センター	略		
	略		略		
教育委員会事務局	略	略	略		
	略		略		